

本願寺史料研究所報

第 1 号

発行所 本願寺史料研究所

〒六〇〇 京都市下京区七条大宮上ル

龍谷大学大宮学舎図書館内

電話 〇七五―三四三―三三二一

内線(四三二)

発行人 所長 千葉 乗 隆

発行日 一九九一年四月一日

《発刊のことば》

研究九所の回顧と展望

千葉 乗 隆

本願寺史料研究所の前身である本願寺史編纂所が設置されたのは一九五六(昭和三一)年四月一日のことである。それは一九六一(昭和三六)年にむかえる親鸞聖人七〇〇回大遠忌を記念して『本願寺史』を刊行するためであった。しかし、本願寺史編纂所は全く新しい機関として誕生したのではなく、一九四八(昭和二三)年一月九日に設置された真宗史編纂所を改組充実したものであった。そして、大遠忌法要終了の後、一九六六(昭和四一)年四月一日に本願寺史料研究所と改称した。

本願寺史の編集は、増山顕珠所長・禿氏祐祥主監・宮崎円導主任のもとで、西本願寺・龍谷大学および全国の寺院九四一カ寺、図書館・研究所等五九カ所の史料を採訪して執筆が進められた。そして、一九六一(昭和三六)年に第一巻、六八年に第二巻、六九年に第三巻、八一年に年表、

八四年に索引をそれぞれ出版し、本願寺史の刊行は、一応終了した。こうした大規模の『本願寺史』は、一七八五(天明五)年に慶証寺玄智景耀が著わした『大谷本願寺通紀』(十五巻)以来のことといえる。

『本願寺史』刊行の終了後も、西本願寺宝蔵・大谷家宝蔵・研究所保管の史料を点検調査すると共に、各地の寺院の史料採訪を続行した。その採取史料を関東・東北・近畿・東海・北陸・中国・四国・九州など、地域別に編集して刊行することになり、一九八八(昭和六三)年十二月に『本願寺教団史料 関東編』を出版した。ひきつづき近畿編の刊行を目指して、現在その編集に当たっている。

『本願寺史』の出版が企画されて、はや四十年近くになる。その間の真宗史研究の深化は顕著なものがある。その点で『本願寺史』も、時代的な制約を免れていない。たとえば、宗主中心の「寺史」であることや、昭和八年で記述が終っていること、人権問題への視点が欠落するなど問題点も少なくない。それをカバーする意味において、各地域の門徒の動向に視点を置いた「教団史」の刊行が望まれるところである。

一九九八年には蓮如上人の五〇〇回忌に当たる。上人は

は念仏を広く全国の民衆に手渡し、今日の本願寺教団の基礎を築いた。上人の遠志を機会に、教団の形成と発展の足跡をたどることは、教団が二一世紀への展望を考える上で極めて有意義なことと思われる。その意味において、『本願寺史』以降の研究成果を吸収し、欠落していた問題への視点を含んだ新たな『本願寺教団の歴史』を編集するとともに、あわせて現在進行中の『本願寺教団史料』の「地域編」と同時に「部落史料編」を刊行し、教団の全容解明に資したいと考えている。

本誌は、その前提作業として基礎的史料の紹介や論点を形成する以前のヒント、史料探訪報告などを掲載し、研究者諸氏の批判を得て、『本願寺教団の歴史』に反映したいという希望のもとに創刊するものである。

《史料紹介》

寛永五年『御影様之留』

左右田 昌幸

解説

ここに紹介する 寛永五年『御影様之留』（以下、本史料と略す）は、本願寺史料研究所が保管している近世の西本願寺文書中の一点で、大きさは縦二七・八センチ、横二二・四センチ、紙数は三九丁、墨付三七丁の袋綴・仮綴である。

『御影様之留』は、すでに千葉乗隆研究所長の編集により本願寺史料集成『木仏之留・御影様之留』（一九八〇年

三月一〇日 同朋舎）として、寛永十一年（一六三四）より寛文四年（一六六四）までの一冊が翻刻されている。しかし、本史料は、本願寺史料集成の編集作業の過程では存在が知られておらず収録に至らなかった史料で、時期的には現在知られている『御影様之留』の中では、最も古いものである。『木仏之留・御影様之留』が、近世本願寺教団の展開や本末関係について考える際の基礎的な史料として活用されている研究状況を考慮して、本願寺史料集成として既に翻刻されている『御影様之留』を補完する意味で、ここに紹介・翻刻する次第である。

史料の性格や評価については、本願寺史料集成『木仏之留・御影様之留』の「解説」を参照して頂きたい。ここでは、若干考慮の要する一、二の点について記して置きたい。まず、本史料の表紙に「但、御判計ニテ出申候留」とあることについてである。「御判計ニテ出」された絵像の裏書とは、どのような裏書を想定すればいいのだろうか。本史料に記載されている影像および裏書と実物を比較できれば簡単に解決出来ると思われるが、当研究所の調査探訪写真ファイルにも比較できる写真が見いだせないため、同朋大学による調査報告書の記述と比較してみたい（「真宗初期遺跡寺院資料の研究」昭和六一年七月一〇日 同朋学園仏教文化研究所）。

本史料によれば、福島市五月町の康善寺の条には、

蓮如様

弘誓強

慶宿縁

奥州信夫郡福島村

康善寺

宗心

とあり、寛永五年（一六二八）に蓮如御影が准如より下付され、影像の表には「蓮如」という銘と『教行信証』『総

序」より「弘誓強縁多生難値、真実浄信億劫難獲、遇獲行信遠慶宿縁」の文句が讚銘として墨書されていたと思われる。裏書には通常であれば「奥州信夫郡福島村康善寺」という所在地名・寺号と願主名「宗心」の記述が存在した筈である。一方、同朋大学の調査報告書には、

讚「弘誓強縁多生」以下四行 銘「蓮如上人」 裏書
(木版摺) 「蓮如上人真影 釈准如(花押)」 寛永

期 月 日 願主釈

とあり、影像の表については想定どおりであるが、裏書には所在地名・寺号・願主名がなく、しかも木版であるという。ただ、ここに見える「釈准如(花押)」の花押も木版なのか、花押のみは自署されているのが、調査報告書では不明である。

本史料に対応する記述はないが、東京都港区の証誠寺に所蔵されている七高僧影像の裏書は、

本願寺釈准如(花押)

寛永 某 月 日

三朝高僧真影

願主釈

とあり、花押の部分を含めすべて木版摺となっている。裏書のすべてが木版であるからといって、本史料表紙の「御判」が木版裏書の全体を意味している訳ではないであろう。あくまで木版の花押を「御判」と言っているのであり、花押の木版に影像の種別や年号が付随していると考えるべきであろう。

寛永七年(一六三〇)十一月三〇日に五四才で没する准如は、この頃すでに目を悪くしていたようである。寛永三年と推定される閏四月一日付清水岩見守宛書状(岡崎市勝蓮寺蔵)には、「少眼相煩乍□□□印判にて申入候」と

あり、花押ではなく印を押している(同時期と思われる結城市称名寺蔵の正月二六日付書状にも「少眼相煩申候間、以印判申候」とあり、印にて書状を発給している)。同年四月には良如が得度し、一〇月には准如の代理を勤めるなど、准如は花押を自署できる状態ではなかったようである。

ここで一つの問題が浮上してくる。証誠寺蔵の木版裏書は全体が一つの木版で、花押の部分が独立した木版にはなっていない。同朋大学の調査報告書にある康善寺の木版裏書も同様であるとする。この「御判計」と言いながらも実際には影像の種別や年号なども木版されているのだから、裏書にとって、自署ではなく、たとえ木版であっても本願寺門主の「御判」が据えられることが不可欠と認識されていたと思われる。本史料の最後にある実恵に永正八年(一五一一)下付された影像に追加された准如の裏書には、

右修復之奥二御文之

御判計ニテヲシ出也 釈准如一

寛永五年十二月廿六日

とある。実物未確認のため木版かどうかは不明だが、「ヲシ出」とあることよりすると木版であった可能性が高い。「右修復」以下「ヲシテ出也」までは「さこん」「かけゆ」の註であるので、実際の裏書は「釈准如」の署名と花押、寛永以下の年記のみであったと思われる。ここでも、実際には年記があると思われるにもかかわらず、「御判計」と表現されているのは、証如が天文八年(一五三九)に下付した修復裏書の「此表」以下「置焉」のような文を記さず花押のみを据えたという意味に解しえるので、たとえ修復のために追加された裏書であっても事情は同じであったと思われる。

さらに、本史料には「奥州信夫郡福島村康善寺」という

所在地名と寺号、および「宗心」という願主名が記述されているにもかかわらず、木版裏書では空欄になっているということは、裏書が祐筆や門主の代行を勤めた嗣法の良如が書くべきことではなく、門主自身が自署すべきことと認識されていたものと思われる。だが、准如は自署できないくらい目を悪くしており、空欄のまま下付されたのであろう。そのために本史料においても、表紙に下付年が記述されるだけで、各項目に下付月日が記載されなかったものと思われる。

残る問題は多いが、近年、金龍静氏によって裏書の基礎的研究（『戦国期本願寺教団の裏書考』、『年報中世史研究』一三三号 一九八八年五月二四日）が発表されているので、是非参照して頂たい。

今一つ興味深い記述が見られる。安芸国佐伯郡広島円龍寺の条に「当時むすめ住持仕候間、女法名奉望候」とあることである。西本願寺において女性の住職が正式に認められるに至る法規上の変遷をたどる明確な史料を得ていないが、敗戦後間もないことと思われる。昭和六年七月二十七日甲教示第九号「女子ノ教師準教師ニ関スル規定」の第二条には「女子ノ教師準教師ハ寺院住職ニ任セラル、コトナシ」（『教海一瀾』七七六号 昭和六年八月一日）とあり、女性に対し住職資格の要件の一つである教師・準教師を認め、同年九月一六日には女性僧侶三名の第一回得度式（『教海一瀾』七七八号 昭和六年一〇月一日）が西本願寺で挙行されるが、住職になることは許されていない。管見の範囲では、これ以前の諸法規類に性別規程の文言を見い出していない。「寺法細則」（明治一九年三月施行）の大正一年七月改正分の第一九条にも「末寺ノ正副住職ハ教師又ハ教師試補ニシテ年齢満二十一年以上ノ者ニ限ル」（『本

派法規類纂」大正一五年一〇月三十一日）としかない。ただ、同時期の「得度願之件」の雛形には、得度志願者の肩書に「戸主又ハ何某何男」とあり、男性しか想定されていないことが判明する（女性にも許されていた「教士」の場合は、「何男女」とある）。宗教団体法施行にともない昭和一六年三月二二日に認可された「真宗本願寺派宗制」の第一章第五三九条には、「一般末寺及支坊ノ住職ハ申請ニ依リ男子タル教師ヲ以テ之ニ任ズ」（『真宗本願寺派宗制』昭和一六年六月一〇日）と明確に規程されるようになるので、性別規程が明確化される以前は、女性が住職になれないことが当然視されており、敢えて条文化されなかったものと考えて置きたい。敗戦後の間もない昭和二十一年一〇月二五日発布宗則第八号「寺院規則」第十条に住職資格が規程されており、学歴条項と「二十歳以上の僧侶であること」と性別規程が除外され、また、同二年三月二七日発布宗則第四〇号「住職資格審査会規程」の申請資格にも学歴条項と「教師の資格を有するもの」として、無性別の規程とすることにより、女性の住職への道が開かれたものと思われる。

近代での状況が以上のようなものとすると、前近代では当然、女性の住職は制度的に存在し得なかったと思われるのだが、前引のように円龍寺の条には「住持」の記述が見られる。ただ、この記述が教団の制度に根拠を持つものかどうかは不明である。しかし、この文言を記したと思われる「かけゆ」「さこん」は、何の疑問も持っていないようであり、教団の住職についての意識においては女性住職が認められていた可能性が窺える。当研究所に、近世後期の本願寺寺内町の一軒一軒について間口・奥行・町役等を書上げた史料がある（表紙は白紙で後欠）。その万宣寺の条

には、付箋にて「文政三辰年五月十八日、万宣寺大順所持是迄門徒惣代へ死後議置相果候二付、門徒惣代々大順後家ぬい江譲り戻し願出、門徒共々町内江茂一札差置、連印を以願出、御聞濟之事」とある。天保二年（一八三二）五月には恵門が住職許可を「万宣寺先々住大順弟」と肩書して本願寺に願い出ているので（留役所『山城国諸記』一）、大順の跡の法務を恵門の先住として「ぬい」が努めていた可能性も考えられる。

本願寺は元文四年（一七三九）四月に「本山え入寮三年以上住職被仰付候、尤遠国又者貧地、在京之草鞋難調輩者押而住職勤居申ものも御座候」（『学林諸記録』龍谷大学蔵）と寺社奉行の尋問に回答しており、一寺の住職たるべき資格において制度と実体のズレを認めていた。この制度と実体のズレに女性が含まれていたのか、昭和六年時点で女性住職が不可能であるなら、いつ頃から不可能であったのかなど、今後の課題として置きたい。

本文

（表紙）

御影様之留	寛永五年
但、御判計ニテ出申候留	さこん かけゆ

顯如様

興正寺門徒東坊下仏護寺下

慶哉愚

光福寺下芸州豊田郡下竹
仁村教念寺

明栄

蓮如上人

弘誓強
慶宿縁河内国茨田郡
守口村惣道場

蓮如上人

慶哉愚

光徳寺門徒越中国射
水郡下庄中尾村長楽寺
浄西

蓮如上人

慶哉愚

最宝寺門徒備後国沼隈
郡藤郷村正蔵坊
祐専

大谷本願一親一聖人御影

西光寺門徒肥後国山鹿郡
高橋村正光寺
了因

大谷本一親一聖人御影

興正寺門徒江州野洲郡
戸田村立光寺

理賢
大谷本願寺親——聖——御影
淨行寺門徒肥後国詫
麻郡本山村淨勝寺
善慶
大谷本——親——聖——
興正寺門徒摂州西成郡
榎並中高瀬千林村
専宗寺
清順
二番
大谷——親——
石州邑智郡佐波村
浄土寺
源正
大谷本——親——
日向国那賀郡平松村
蓮光寺
性順
願正寺門徒肥前国佐賀郡

大谷本——親——
龍造寺庄与賀村六座町
真覺寺
宗伯
大谷——親——
因幡国邑美郡
鳥取正栄寺
浄良
大谷——親——
願正寺門徒肥前国高来
郡伊佐早庄田鎮村
西明村
正知
大谷本——親——
興正寺門徒端坊下光永寺下
肥後国山鹿郡御宇田村
明照寺
教善
顯如上人
慶哉愚
興正寺門徒東坊下芸州
佐伯郡広島仏護寺
賢順

蓮如上人 弘誓強 慶宿愚	本覺寺門徒越前国今南 東郡坂下村	法名望
顯如上人 慶哉愚	撰州住吉郡堺北庄山之 口中町真宗寺	祐珍
蓮如上人 弘誓強 慶宿緣	越前国足南郡 大味村	法名望
蓮如上人 弘誓強 慶宿緣	石州邑智郡石原村 佐波浄土寺	教西
蓮如上人 慶哉愚	河内国茨田郡二屋 惣道場	
蓮如様 弘誓教	興正寺門徒端坊下長久寺下 豊前国築城郡内角田庄	
慶宿緣	松郷町浄円寺	明宗
上宮 三朝	西光寺門徒肥後国菊池郡 木野村明厳寺	了讚
上宮 三朝	山城国愛宕郡京 三条浄宗寺	專勝
大谷本 親鸞	紀州海部郡塩津村 浜中庄惣道場 教徳寺	
蓮如上人 弘誓強 慶宿緣	紀州海部郡塩津村 浜中庄惣道場 教徳寺	
蓮如様 弘誓強 慶宿緣	濃州郡上郡下方 北川村浄福寺	祐西

蓮如上人 弘誓強 慶宿縁 本徳寺門徒播州飾東郡 姫路町光蓮寺 超智	上宮―――― 三朝―――― 西光寺門徒肥後国玉名 郡大野別府山下村 安養寺 明語	上宮―――― 三朝―――― 超願寺門徒和州吉野 郡天川沢原村 光偏寺 教善	顯如上人 弘誓強 慶宿縁 最宝寺門徒光照寺下 照林坊下西蔵寺下 出雲国飯石郡赤穴村 明覚	上宮―――― 三朝―――― 興正寺門徒東坊下仏護寺下 芸州佐伯郡広島 超専寺 祐尊
上宮太―――― 三宮―――― 播州飾西郡 英賀本徳寺 准専	上宮太―――― 三朝―――― 勝安寺門徒江州高島 郡大田村正玄寺 了春	上宮―――― 三朝―――― 真宗寺門徒越前国 坂北郡阿古郷新保村 慶法寺 慶俊	上宮―――― 三朝―――― 仏照寺門徒光林寺下長徳寺下 江州野洲郡三上村 惣道場炤恩寺	蓮如様 慶哉愚 紀州名草郡本渡村 惣道場 蓮如様 慶哉愚 最宝寺門徒明教寺下 備後国沼隈郡藤郷村 福照坊

上宮太―― 三朝高――	興正寺門徒端坊下 肥後国飽田郡隈本 光永寺	了順	乘專
上宮太―― 三朝高――	石見国爾摩郡留河内 満元寺	祐西	
上宮太―― 三朝高――	興正寺門徒東坊下 安芸国佐伯郡広島 円龍寺	尼妙玄 當時むすめ住持仕候間、女法名奉望候	
上宮太―― 三朝高――	若州遠敷郡 小浜	了賢	
上宮太―― 三朝高――	興正寺門徒東坊下 仏護寺下 光福寺下 芸州豊田郡能良村		
上宮太―― 三朝高――	越前国足南郡東郷町 照恩寺	超空	德善寺
上宮太―― 三朝高――	山城国愛宕郡京一条 法林寺	善海	法誓
上宮太―― 三朝高――	興正寺門徒東坊下 光福寺下 芸州豊田郡能良村	法誓	
上宮太―― 三朝高――	大一本――親――聖――之縁―― 徳善寺		
上宮太―― 三朝高――	興正寺門徒東坊下 正善坊下 芸州山県郡 蔵迫村勝龍寺	願智	

蓮如様 弘誓強 慶宿縁	超願寺門徒光遍寺下 和州吉野郡拾一村 内簾光円寺	明了	蓮如様 弘誓強 慶宿縁	奥州信夫郡福島村 康善寺	宗心
上宮太一一一 三朝高一一一	長門国豊島郡小月村 明円寺	永除	上宮太子一一 三朝高僧一一	新町永照寺	了喜
上宮太一一一 三朝高一一一	越後国蒲原郡 河中島砂塚村 長宗寺	教順	上宮太子一一 三朝高僧一一	芸州佐伯郡広島 芸州佐伯郡広島 新町永照寺	了喜
上宮太一一一 三朝高一一一	興正寺門徒東坊下仏護寺下 芸州佐伯郡広島 広寂寺	伝容	顯如様 弘誓強 慶宿縁	金王寺門徒播州 宍粟郡御名村	唯了
大一本一一親一聖一一一	長門国豊島小月村 明円寺	永除	顯如様 弘誓強 慶宿縁	專福寺門徒越中新川郡 宮川之内新保村 光円寺	法重

大谷本——親鸞——御—— 堺善教寺門徒周防熊毛 郡波野村專福寺		二番 大谷本願—— 聞名寺門徒飛驒国		大谷本——親鸞—— 善福寺門徒武州荏原郡 不入計郷最徳寺		二番 大谷——親鸞—— 金宝寺門徒播州六粟 郡御名村		蓮如上人 弘誓強 慶宿縁 武州豊島郡江戸 真了	
宗順		了西		永春		順了			
大谷——親鸞—— 興正寺門徒東坊下仏護寺下 報專坊下芸州佐西郡六村 正覚寺		蓮如上人 弘誓強 慶宿縁 勝願寺門徒越後国蒲原 郡大付庄三条村町 長徳寺		上宮太子—— 三朝—— 興正寺門徒泉州日根 郡佐野村明厳寺		大谷——親鸞——之縁起 石州邑智郡朝枝村 浄泉寺		蓮如上人 弘誓強 慶宿縁 最王寺門徒光照寺下 炤林坊下西蔵寺下 石州邑智郡畑田村	
順永		善通		秀善		善通		專教	

蓮如様

弘誓強
慶信縁与州温泉郡松山
村正明寺

親ノ法名宗円、子望

上宮太子一一
三朝一一一一越中国射水郡浅井
庄下条村誓光寺

永順

大谷本一一親一聖一御一

泉州南郡八木郷内

額原村浄行寺

正胤

上宮太子真影
三国七高僧御影像大谷本願寺釈実如一
永正八年^{辛未}九月十八日
勢州桑名郡香取庄
杉江坊常住物也

願王釈実恵

此表肖像依及損壞替之畢、右筆翰者
願証寺釈証恵取好之間殘置焉天文八載^{己未}閏六月廿日

釈証如一

右修復之奥二御文之

御判計ニテヲシ出也 釈准如一

寛永五年十二月廿六日

《編集後記》

本誌は、一年ほど前より計画を進めていたのですが、なかなか実現に到らず、教学研究所の岩谷教授氏の御協力によりようやく第一号を作成することができ安堵しています。紙面の基本的レイアウトは、すべて岩谷氏に設計して頂いたものであります。

作成に当たってはパソコンを使用したために、原文書の雰囲気を感じずしも正確に翻刻できていませんが、御寛恕をお願いいたします。なお、パソコンの機種は、本体を98シリーズのRX、プリンターはキャノン130J、ソフトが一太郎バージョン3という組合せを使用しました。初めて触れるパソコンのキーボードに指が動かず、試行錯誤の連続でした。パソコンの使用法の初歩も、全面的に岩谷氏に御教授を受けました。本当に感謝いたして居ります。

そのような次第で、まだまだパソコンの機能を十分に使用しておりません。次号にはいまま少しすっきりした紙面を提出したいと思っております。

当面は発刊の体制が整っていませんので、不定期刊行とせざるをえませんが、最低の目標を季刊ぐらいに置いていきます。「発刊のことば」にもあるように、本誌は論旨の明確な論文や研究ノートの発表の場ではなく、論文や研究ノートでは冒険が過ぎて書けないことを、思い切つて書いてみる場としたいと考えています。そのためとんでもない誤解や間違いを掲載するかもしれません。御寛恕をお願いいたします。次号は梅雨頃と考えおります。(左)